

約款の一部変更のお知らせ

本ページに掲載している約款のうち、社員配当金に関する規定の一部を平成 29 年 4 月 2 日付で変更いたしましたので、お知らせいたします。詳細につきましては、以下に記載の変更内容をご確認くださいませようお願いいたします。

①対象となる条文

保 険 種 類	対象となる条文	ページ
医療保険(16) 普通保険約款	第 24 条第 2 項	14 ページ
終身医療保険(16) [払戻金なし型] 普通保険約款	第 22 条第 2 項	12 ページ

②変更内容

上記の条文中、「契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、」の文言を削除しました。

変更前	2 前項の割当のほか、会社は、保険契約が <u>契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、</u> 所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てる場合があります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。
変更後	2 前項の割当のほか、会社は、保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てる場合があります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。